第10期計画の骨子（案）

資料２-１

基本理念：みんなでつくる、生涯いきいきと暮らせるまち　守山

第10期においても継続：住民や介護サービス事業者等を含めた地域における支え合いの促進や、高齢者が生きがいを持ち、自分らしくいきいきと生活できる地域づくりが重要であるとの思いが込められている。

第10期国の基本指針（要約）

R8.6.29社会保障審議会介護保険部会（第135回）資料

前文
2040年に向けて人口減少やサービス需要の変化に地域差が生じる

【参考】高齢者人口ピーク　国：2040年　本市：2055年

第一　サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一　2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現

1　自立支援、介護予防・重度化防止の推進
（要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化を防止）

2　地域の実情に応じた介護給付等対象サービスの充実・強化
（地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制の構築）

3　在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
（在宅医療・介護が円滑に提供される仕組みの構築）

4　日常生活を支援する体制の整備
（多様な主体の参画による協働体制の充実）

5　地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
（頼れる身寄りがいない高齢者等への切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進）

6　介護に取り組む家族等への支援の充実
（家族介護支援に係る実態・ニーズに沿った施策の充実）

7　認知症施策の推進
（「新たな認知症観」を地域全体で理解し、「自分ごと」として受け止め、共生社会を実現）

8　高齢者の住まいの安定的な確保
（住宅部局と福祉部局が連携した高齢者の多様な住まいの確保）

9　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等
（都道府県は、必要となる人材の確保に向け、総合的な取組を推進）

10　その他介護保険事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

(1) 高齢者虐待防止対策の推進
(2) 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進
(3) 介護サービス情報の公表
(4) 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等
(5) 災害・感染症対策に係る体制整備

第９期計画　施策体系

基本目標1
健康寿命の延伸と元気力アップへの“いきいき”活動の推進

	1. 積極的な健康づくり
★	2. みんなで取り組み、誰もが参加しやすい介護予防の推進
	3. 生きがいのある暮らしへの支援

基本目標2
みんなで支え合う地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの深化・推進

★	1. 地域包括支援センターの機能強化
	2. 在宅医療と介護の連携強化
	3. 高齢者の尊厳の保持
★	4. 地域全体で取り組む認知症対策の充実（「共生」「予防」）
★	5. 地域共生社会の実現に向けた支え合いの地域づくり
★	6. 高齢者の住まいと生活環境（移動支援等）の充実

基本目標3
高齢者と家族を支える介護体制の充実

★	1. 介護サービスの充実と在宅生活への支援
★	2. 介護人材の確保・育成・定着
	3. 身近な情報提供・相談体制の充実
	4. 介護保険制度の適正・円滑な運営
	5. 災害・感染症対策に係る体制整備

統合

第10期計画　施策体系（案）

（第９期計画からの変更点は赤字）

基本目標1
健康寿命の延伸と元気力アップへの“いきいき”活動の推進

★	1. 心も体も健やかで幸せに暮らすための健康づくり・介護予防の推進
	2. 生きがいのある暮らしへの支援

基本目標2
みんなで支え合う地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの深化・推進

★	1. 地域包括支援センターの機能強化
	2. 在宅医療と介護の連携強化
	3. 高齢者の尊厳の保持
★	4. 認知症施策の推進【認知症施策推進計画】
★	5. 地域共生社会の実現に向けた支え合いの地域づくり
★	6. 高齢者の住まいと生活環境（移動支援等）の充実

基本目標3
高齢者と家族を支える介護体制の充実

★	1. 介護サービスの充実と在宅生活への支援
★	2. 介護人材の確保・育成・定着
	3. 身近な情報提供・相談体制の充実
	4. 介護保険制度の適正・円滑な運営
	5. 災害・感染症対策に係る体制整備

※　★は重点的な取組

第10期計画重点事項に係る具体的な取組（案）

○地域の通いの場や認知症カフェ等への積極的な関与により、フレイル予防や認知症予防への取組を強化する。
○保健事業と介護予防の一体的実施により、検診未受診者等への受診勧奨、生活習慣病対策・フレイル予防を効果的に行い、健康寿命の延伸を図る。
○介護予防に取り組む自主活動グループの立ち上げ支援を行うとともに、活動が継続できるよう人材育成のための講座を行う。
○介護予防に関する教室、自治会等への出前講座、専門職の派遣等により、介護予防の重要性についての理解促進を図る。

○圏域地域包括支援センターと基幹型が連携するなかで、積極的なアウトリーチ活動を展開し、相談支援体制の充実、地域づくりの推進を図る。
○圏域地域包括支援センターによるケアマネジャーへの助言等を通じて、介護保険サービス利用者への円滑な支援を行う。
○地域や関係機関と連携し、頼れる身寄りのない高齢者の把握に努め、相談支援の充実を図る。

○認知症施策推進計画として位置付ける。（認知症基本法第13条）
○認知症サポーター養成講座等を通じて、多世代に新しい認知症観に基づく理解と正しい知識の普及啓発を図る。
○認知症本人や家族介護者への支援を行う、認知症カフェ、チームオレンジの立上・運営支援等を推進するとともに、地域住民をはじめ、商業施設、各種事業者など地域に関わる様々な主体が、地域ぐるみで認知症の人を見守り合い、助け合える、地域における支援体制の推進を図る。
○認知症の早期発見・早期支援のため、アウトリーチ型の訪問活動を行うとともに、認知症初期集中支援チームによる包括的・集中的な支援により、医療・介護サービスの利用につなげる。
○フレイル予防の取組や、認知症リスクのある加齢性難聴者への支援、科学的知見に基づく認知症機能評価ツールを活用した周知啓発等により、認知症のリスクの低減を図る。

○生活支援コーディネーターを中心とした地域の多様な主体の参画による地域資源の発掘・創出に向けた取組促進や、高齢者が主体となった活動の立上支援により、生活支援体制の整備を図る。
○地域活動の安定的継続を図るため、自治会や学区等、地域住民が主体となって取り組まれる活動に対する支援を行い、地域の実情に応じた支え合い活動の展開を図る。

○外出が困難な高齢者等に対し、地域住民が主体となって移動支援を実施する取組に対する支援や、家庭から排出されるごみを自ら排出することが困難な高齢者等に対する支援を行い、高齢者等の生活環境の充実を図る。
○福祉部局と住宅部局が連携し、高齢者等の多様な住まいの確保を図るとともに、居住支援法人等と協力して住宅確保要配慮者の入居支援を行う。

○住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護サービスの充実を図る。
○一人暮らし高齢者の増加など、社会情勢に応じた既存事業の見直しや新たな支援策の検討を行い、在宅福祉サービスの充実を図る。

○介護事業所や介護職員への就職支援等の補助を行い、人材確保・定着を促進する。
○滋賀県や近隣市、関係機関と連携し、介護人材の確保・育成に向けた事業を展開する。
○介護の魅力発信と研修、ボランティア等を活用し、介護人材のすそ野を広げる。
○ICTの活用や文書削減などを通じて業務効率化を推進し、介護職員の負担軽減を図る。